

2014年4月3日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

ノーモア・ヒバクシャ訴訟全国原告団
ノーモア・ヒバクシャ訴訟全国弁護団連絡会
日本原水爆被害者団体協議会
原爆症認定集団訴訟全国原告団
原爆症認定集団訴訟全国弁護団連絡会

大阪地裁判決に対する非人道的控訴に抗議し控訴取り下げを要求するとともに熊本地裁判決に控訴しないように求める申入書

国は、2014年3月31日、同年3月20日に大阪地方裁判所第7民事部が、原爆症認定申請却下処分取消等請求訴訟（ノーモア・ヒバクシャ訴訟）について下した判決について、国が敗訴した原告のうち1名について控訴を提起するという暴挙に出た。

私たちは、国のこの非人道的控訴に対して満身の怒りをもって抗議する。

今回控訴されたのは、1945年8月15日に長崎市に入市し、同日から4日間にわたり、爆心地から数百メートルの長崎市浜口町付近に滞在したという被爆状況であり、肝臓がんを申請疾病とする原告である。

国は、裁判において、被爆状況に関する原告の主張は被爆者健康手帳申請時の記載と矛盾するから信用できないなどとして争ったが、裁判所は、被爆者らが当時置かれた状況を具体的に勘案して原告の供述の信用性を認め、肝臓がんの放射線起因性を認めた。ところが、国は、裁判所によって退けられた主張をもう一度控訴審で持ち出し、解決を引き延ばそうとしている。

国は、「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」（2009年8月6日）に調印し、「今後、訴訟の場で争う必要のないよう」に定期協議の場で解決すると約束しながら、これを誠実に実行しない。今回の控訴は、こうして訴訟を強いられた被爆者にさらなる苦痛を与えるものであり、上記「確認書」の趣旨に真っ向から反するものである。

原告は82歳という高齢であり、肝臓ガンを再発し、判決当日もご子息の押す車椅子で法廷までたどり着くという健康状況であり、残された時間は多くない。国の控訴は、このような原告にさらに訴訟の負担を強いる非人道的な暴挙であり、絶対

に許すことができない。

他方で国は、大阪地裁が却下処分の取消を認めた3名の原告について控訴を断念した。とりわけ、昨年12月16日に再改定された審査基準においても積極認定の疾病とされていない狭心症の原告について控訴をすることができなかった。これは国自身が、新基準の誤りを認めたものに他ならない。

国が行うべきは、被爆者を苦しめる控訴ではなく、司法判断に合致するよう認定基準を改め、法改正を行うことであり、もって認定制度を原爆被害の実態に合致するように抜本的に改めることである。

私たちは、国に対して、直ちに今回の控訴を取り下げるとともに、4月11日に控訴期限が迫る熊本地裁判決に対する控訴を絶対にしないことを強く求める。

以上